

卿周防國ヲ賜テ、六月廿三日ニ事始シテ、八月十日棟上ト定申サレケリ、彼大納言ハ、大福長者ニ

テオハシケレバ、造出サン事左右ニ及バテドモ、争カ民ノ煩、人ノ歎ナカルベキ、略下

〔徒然草〕下ある大福長者のいはく、人はよろづをさしおきて、ひたぶるに徳をつくべきなり、貧し

くは生けるかひなし、富めるのみを人とす、徳をつかんとおもはゞ、すべからくまづその心づかひを修行すべし、その心といふは他の事にあらず、人間常住のおもひに住して、假にも無常を

観することなかれ、これ第一の用心なり、次に萬事の用をかなふべからず、人の世にある自他に

つけて所願無量なり、欲に従ひて志を遂げんとおもはゞ、百萬の錢ありといふとも、しばらくも

住すべからず、所願は止むときなし、財は盡くる期あり、かぎりある財をもちて、かぎりなき願に

従ふこと得べからず、所願心にきざすことあらば、我をほろぼすべき、悪念きたれりと、かたく慎

みおそれて、小用をもなすべからず、次に錢を奴の如くして、つかひ用ゐるものとしらば、長く貧

苦を免るべからず、君の如く神のごとくおそれたまふとみて、従へ用ゐることなかれ、次に恥に

臨むといふとも、怒り怨むることなかれ、次に正直にして約をかたくすべし、この義を守りて、利

をもとめん人は、富のきたること、火のかわけるに就き、水の下れるに従ふがごとくなるべし、錢

つもりてつきざるときは、宴飲聲色をことゝせず、居所をかざらず、所願を成せれども、心とこし

なへに安く樂しと申しき、そも、人は所願を成せんがために財をもとむ、錢をたからとす

ることは、願をかなふるがゆるなり、所願あれどもかなへず、錢あれども用ゐざらんは、全く貧者

とおなじ、何を加樂とせん、このおきては、たゞ人間の望を絶ちて、貧を憂ふべからずときこえた

り、欲をなして樂とせんよりは、しかじ財なからんには、癰疽を病むもの、水に洗ひて樂とせんよ

りは、病まざらんには、しかじこゝにいたりては、貧富分くところなし、究竟は理即到にひとし、大欲

は無欲に似たり、